

当初予算の主な事業

「人権・多文化共生」、「健康・福祉・医療・生涯学習」の分野

福祉医療費助成事業

8億3,938万3千円

うち高校生世代までの医療費助成拡充分

1億2,470万7千円

令和6年4月診療分から、通院・入院ともに高校生世代まで対象を拡大するのに必要な経費です。



コミュニティ・スクール推進事業

125万円

学校が地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指すために必要な経費です。

「子育て・次世代育成・教育」の分野

施設型給付費等支給事業

30億9,894万1千円

子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園を対象とする施設型給付や、小規模保育事業・事業所内保育事業等を対象とする地域型保育給付を行うために必要な経費です。



養育費支援事業

70万円

養育費確保の促進を図るため、養育費の取決めを行うひとり親に、養育費に関する公正証書作成等の債務名義取得に必要な経費に対して公正証書等作成費用補助金を引き続き交付するための経費です。

令和6年度から新たに弁護士等への相談に要する経費を補助対象とします。



「歴史・伝統・文化」、「観光・スポーツ」、「産業」の分野

特別史跡「彦根城跡」保存整備および維持管理事業	2億484万2千円
うち彦根城天守耐震補強工事関係	4,453万2千円
うち防災設備整備工事関係	1億4,998万5千円

特別史跡「彦根城跡」内にある国宝・重要文化財建造物の適切な維持管理と活用を図る目的で、彦根城天守の耐震補強工事および防災設備整備工事を行うために必要な経費です。

国スポ・障スポ大会準備経費 1億5,422万5千円

令和7年度の「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)の開催に向け、令和6年度はリハーサル大会を開催し、令和7年度の本大会開催に向けた課題を抽出するなどの諸準備を着実に進めるため、実行委員会の準備経費を負担するための経費です。



▲リハーサル大会が行われる
プロシードアリーナHIKONEメインアリーナ

「環境形成」、「都市基盤」、「安全・安心」の分野

ごみ焼却場整備事業 8億8,370万5千円

長寿命化計画に基づき、ごみ焼却施設の大規模修繕(令和3年度～令和6年度)を行うために必要となる経費です。

また、長寿命化工事期間中に生じた焼却しきれない可燃ごみの一部を外部搬出し、処理するために必要な経費です。

(主なもの)

・ごみ焼却場長寿命化改修工事	7億8,540万円
・ごみ焼却場長寿命化改修工事にかかる施工管理委託	1,821万6千円
・可燃ごみ外部搬出処理委託料	7,624万4千円



松原町大黒前鴨ノ巣線街路事業 6,438万9千円

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」主会場へのアクセス道路として、また、隣接する城北幼稚園、城北小学校および近江高等学校への通園・通学路の安全対策として道路を改築するために必要な経費です。



▲令和6年度に点字タイルの敷設等が行われる松原町大黒前鴨ノ巣線

予算常任委員会

令和6年度の当初予算案を可決

予算常任委員会は3月8日(金)、11(月)、13(水)、19(火)、25(月)に委員会を開催し、21件の議案について慎重に審査しました。

【審査】

- ・議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第45号

【主な質疑】

- 議案第1号に対して
 - Q キャッシュレス決済ポイント還元事業の効果は。
 - A 12月1日から31日までの1か月間で、5億3,767万円分のポイントを付与した。これにより、24億948万円の消費があったと推定される。この結果、事業所や個人にとって大きな成果があったと考えている。
- 議案第3号に対して
 - Q 観光大使設置・推進事業の内容は。
 - A 観光大使にSNSやテレビ番組で彦根のPRをしてもらい彦根への関心を高めたいと考えている。また講演会形式のイベントを通じて、著名人に彦根城について話してもらい、彦根への興味を持ってもらいたい。
 - Q インバウンド推進事業の見込みは。
 - A 彦根に来られる外国人の人数は、令和4年が1万人程度、令和5年が、現時点で6万6,000

人ほど。令和元年は9万3,000人おられたのでその程度に戻るのではないかと考えている。

【主な討論】

- 議案第3号に対して
 - 反対 子どもの医療費助成拡充は喜ばしいが、市民の暮らしに影響を与える予算の削減や中止があり、市民サービスを提供するための行政職員が不安定な収入のまま予算削減の対象となっている。巨額の国スポ・障スポへの予算投入や積み増しの事業は見直すべきであり、市民や職員の力を信頼し、外部に頼らず自ら努力することが必要であることから反対する。
 - 賛成 市債の返済で財政が厳しくなる中、収入が限られているため、予算編成は非常に厳しい。事業削減だけでは市民生活の向上はなく、民間活力の導入や経済の活性化が重要である。今後は、各種事務事業の見直しや彦根市公共施設等総合管理計画どおりの更新・維持が困難になるという指摘を真摯に受け止めた上で、予算編成をしていただきたいことを申し添えて、賛成する。

【結果】

- ・議案はいずれも原案の通り可決

企画総務消防常任委員会

彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案等議案3件を可決

企画総務消防常任委員会は3月14日(木)に委員会を開催し、3件の議案について慎重に審査しました。

【審査】

- ・議案第14号、議案第15号、議案第31号

【主な質疑】

- 議案第14号に対して
 - Q 今回は育児休業に関する改正で、国は今後も様々な面で会計年度任用職員と正規職員との格差を縮める方向だが、市のスタンスは。
 - A 人事院勧告があり勤勉手当が支給されるので待遇差は段々なくなってきた。会計年度任用職員が多くを占めており、会計年度任用職員がいなくては行政も円滑に業務を進められない。今後も国の基準を見ながら必要な改善を進めていきたい。

- 議案第15号に対して
 - Q 在宅勤務手当とはどのようなものか。
 - A 国で新たに設けられた手当。在宅勤務を一定期間以上継続して、1か月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命じられた職員に対して、在宅勤務手当を支給するもの。在宅勤務等に伴う光熱水費の費用負担が特に大きくなることを考慮して設けられた。
- 議案第31号に対して
 - Q 本条例の適用はあったのか。
 - A この条例の適用を受けた職員はいない。

【結果】

- ・議案はいずれも原案のとおり可決